

欠席者（3名）

委員 宮下 健吉
村田 仁美
柳谷 法司

1. 開 会

事務局： 本日は、皆様、大変お忙しい中、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。ただ今より「第3回釧路地域4市町合併協議会」を開催させていただきます。

まず、会議に入ります前に本日の資料について確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、事前にお配りさせていただいております「第3回会議資料」と書かれたレジメの資料、また別添資料で資料2の「調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」、資料3の「調整方針修正案」、資料5の「地域審議会、地域自治区の取扱いに関する資料」と座席表、それと本日お配りさせていただきました「地域イントラネットの整備について」の資料でございます。皆さん、お手元にお揃いでしょうか。

よろしければ、これから会議の方に入らせていただきますが、会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定により、会長が当たることとなっておりますので、以後の進行につきましては、会長にお願いいたします。

2 報告事項

伊東議長： 本日は、大変お忙しい中、「第3回合併協議会」にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。前回は8月に第2回協議会を開催させていただきました。あれから2ヶ月経ちましたが、その間、釧路も大変暑い時期にもかかわらず、皆様にはお忙しい中、小委員会、専門部会などで精力的にご協議をいただいておりますことに、改めて深く感謝申し上げます。

来年10月11日の合併期日に向け、いよいよあと1年ということになりました。これからまだまだ解決を迫られる、また調整をしなければならない項目があるわけでございますので、どうかこれまで同様のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

それでは規約に基づきまして、私が議長を務めさせていただきます。なお、会議の開催に当たりましては、規約第10条第1項の規定により、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は、正副会長を含め委員78名中75名のご出席をいただいております。従いまして定足数を超えておりますので、会議が成立していることを宣言させていただきます。

また、会議運営規程第12条第2項の規定による会議録の署名委員を釧路市の高橋宏政委員、白糠町の橋本朝由委員のお二人にお願いいたしますので、よろしく申し上げます。それでは早速、議事に入りたいと思います。

はじめに報告事項でございます。報告第1号「小委員会の開催状況」について事務局から説明をお願いします。

事務局： 報告第1号「小委員会の開催状況」につきまして説明させていただきます。お手元の資料3ページをお開き下さい。前回の第2回協議会以降、9月28日までに開催されました各小委員会の開催状況についてまとめてございます。

まず広報広聴小委員会でございますが、8月12日に開催され、「協議会だより第2号」の発行について協議し、承認されております。次に新市建設構想小委員会でございますが、8月9日に開催され、新市の名称についての協議を行い、新市の名称候補として「釧路市」を選定し、住民意見の募集を行うこととしたところでございます。なお意見募集の結果につきましては、現在取りまとめ中でございますので、まともり次第、ご報告させていただきたいと考えております。次に行財政小委員会、住民生活小委員会、健康福祉小委員会、産業経済小委員会、都市環境小委員会、教育文化小委員会の6つの小委員会でございますが、それぞれ1回から2回開催され、調整方針修正案についてのご検討をいただいたところでございます。行財政小委員会では156項目、住民生活小委員会では30項目、健康福祉小委員会では32項目、産業経済小委員会では15項目、都市環境小委員会では24項目、教育文化小委員会では2項目について、調整方針修正案が了承されたところでございます。

なお、行財政小委員会が所管している「議員の取扱い」や産業経済小委員会が所管している「農業委員会の取扱い」など7項目の調整方針につきましては、継続協議となっているところでございます。また、教育文化小委員会におきましては、同委員会所管の合併協定項目案についての協議も行われ、後ほど協議事項の中でご提案させていただきますが、その内容について承認されたところでございます。

以上簡単ではございますが、各小委員会の開催状況についてご報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

伊東議長： ただ今、報告第1号ということで、事務局から小委員会の開催状況について報告がありました。調整方針修正案等、各小委員会で協議された事項につきましては、この後の報告事項や協議事項の中で関係小委員会の委員長からご報告をいただくことになっておりますが、これまでの説明の中でご質問等がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。なお、会議録作成の関係がございますので、発言の際には市町名とお名前をお願いいたします。

(「ありません。」の声)

伊東議長： それでは報告第1号につきましてはご理解をいただいたということで、続きまして報告第2号の「調整方針修正案」について、関係の6つの小委

員会の委員長からそれぞれご報告をいただきたいと思います。まず始めに行財政小委員会の千葉委員長からお願いします。なお、質疑につきましては、後ほど一括してお受けしたいと思いますので、よろしくお願いします。

千葉 委員長： 行財政小委員会委員長の鉏路市の千葉でございます。私の方から、行財政小委員会に関わる調整方針修正案につきましてご報告させていただきます。資料2の1をお開きください。行財政小委員会「調整方針修正及び協定書整理案一覧表」でございます。この資料は、前回と同様、協議の進捗状況を把握するために作成した資料でございます。他の委員会も同じような形でまとめておりますが、本日の協議会提案分までの日付を記載したものをお配りしておりますので、参考としていただきたいと思います。それでは、行財政小委員会に係る調整方針修正案につきまして主な項目を説明させていただきます。資料3の1「行財政小委員会調整方針案」をご覧ください。まず1ページの通番1の「振興整備計画」の項目でございますが、6市町村時の調整内容の2にあります「新地域経済基盤強化計画」につきましては、平成15年度に計画終了となっておりますことから、「調整不要」の記載を削除し、平成16年度に策定見込の「地域経済活性化計画」を新市に引き継ぐこととしたところでございます。

2ページをお開き下さい。通番4の「支所・出張所」の項目でございますが、合併前からある支所・出張所につきましては現行のまま新市に引き継ぐこととし、合併前の3町の役場の本庁につきましては住民サービスの提供に支障がないよう、これまでの町役場の機能をほとんど残す（仮称）総合行政センターを置くこととし、了承したところでございます。

通番6の「条例定数と実職員数」の項目でございますが、新市において職員定数の適正化計画等を策定し、定員の適正化に努めるとともに、鉏路白糖工業用水道企業団の職員は、合併特例法第9条の例により引き継ぐこと、また鉏路西部消防組合の職員につきましては、構成団体の鶴居村と協議する必要があることから、必要な協議を行うこととして了承したところでございます。

3ページをお開き下さい。通番10の「給料表」の項目でございますが、いずれの自治体も国家公務員の給料表を前提としているものの、鉏路市にあっては9級制、3町にあっては8級制という違いがあることから、これを鉏路市に合わせることとしたところでございます。また、医師を除く医療職の給料表につきましては、一般職の給料表を適用することとしたところでございます。

4ページをお開きください。通番16から5ページの通番20までの諸手当に関する項目でございますが、4市町間で差異が見られますが、手当全体を通して調整する必要があることから、人口10万人以上の道内自治体の状況を勘案しながら、合併時まで調整することとしたところでございま

す。

10 ページをお開き下さい。通番 49 の「会計の設置状況」でございますが、4 市町に共通する一般会計・国保・老人・介護における会計につきましては統合することとしましたが、制度につきましては、それぞれ現行のまま残すこととしたところでございます。また、釧路市・白糠町の上水道事業と阿寒町の簡易水道事業につきましては企業会計に一本化するとともに、白糠町・音別町の簡易水道事業につきましては特別会計に一本化することとしたところでございます。

15 ページをお開きください。通番 69 の「入札」の項目でございますが、釧路市の制度で一本化し、新市へ引き継ぐことといたしましたが、委員から特に災害対応の場合などを踏まえた場合、業者の審査基準などについて地域に根ざした業者に一定の猶予期間を組み込むことができないかのご発言があり、事務局から契約に関わる法律の関係などから調整内容として明記することは難しいが、新市においても地元業者を優先していく考えを含めている旨説明があり、了承したところでございます。

16 ページをお開きください。通番 75 の「常備消防の組織・人員」の項目でございますが、住民の安全を守るため組織の速やかな統合を図ることを第一とし、合併時に統合することとし、職員定数及び署・支署の配置を合併時にそのまま新市に引き継ぐことといたしました。また新市移行後には新たな定員管理計画を策定し、定員管理の適正化に努めるとともに、救急体制につきましては、各地域の高齢化が進んでいる現状からも、将来的には救急隊の専任化が理想ということで、保有台数、出動区域も含めた体制づくりを検討していくことといたしました。

21 ページをお開きください。通番 95 の「消防団の組織・人員」、通番 96 の「消防団の構成」の項目でございますが、消防団組織につきましては常備消防が組織される以前から組織された歴史的背景もあることから、現状のまま新市に移行することといたしました。

27 ページをお開きください。通番 123 から 126 にございます「国際、国内姉妹都市交流」の項目でございますが、ともに現状の各都市との交流活動を引き継ぐことといたしました。

28 ページをお開きください。通番 130 の「地方バスに係る補助金」の項目でございますが、国・道の補助制度に基づく生活交通路線の補助につきましては同一の内容でございますので、合併時に統合することとし、市町村単独補助路線の内、釧路市内完結路線につきましては釧路市の独自基準を新市に引き継ぎ再編することといたしました。なお、生活交通路線の補助につきましては、新市となってからも合併支援プランにより補助対象となること、また、単独補助路線につきましては、生活の足の確保を前提に、国・道の補助制度の改正に合わせ、バス事業者と調整しながら、制度を見直すことといたしました。

なお、9月10日開催の第3回小委員会では、「議員の取扱い」につきまして、事務局から正副議長会議の経過報告と、その結果を踏まえての1年6ヶ月の在任特例適用と釧路市議会議員の報酬額への統一という調整方針案が提案されましたが、結論に至らず、次回以降の小委員会で再協議することとなったところでございます。また、地域審議会等の取扱いにつきましても、事務局から本日お配りしております「地域審議会、地域自治組織等」の資料についての説明があり、その取扱いについて協議を行いました。議員の取扱いと同様、1度各市町に持ち帰り、次回以降の小委員会で再協議をすることとしたところでございます。

以上、行財政小委員会に関わる調整方針201項目のうち、協議が未了となっております159項目について協議を行い、議員に関する調整項目3項目を除く156項目について承認したところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

伊東議長： ありがとうございます。それでは続きまして、住民生活小委員会の草島副委員長から報告をお願いします。

草島副委員長： 住民生活小委員会副委員長の釧路市の草島でございます。村田委員長が公務欠席のため、私の方から住民生活小委員会に関わる調整方針修正案につきましてご報告させていただきます。資料3の2「住民生活小委員会調整方針修正案」をご覧ください。当小委員会に関わる調整方針修正案の主な項目の内容についてご説明させていただきます。

通番1の「課税免除不均一課税の実施状況」の項目でございますが、現在阿寒湖温泉のホテルを対象としている固定資産税の軽減措置につきましては新市にそのまま引き継ぐこととし、経過措置3年の間に存続を前提に、新たな制度に再編することとしたところでございます。

通番2の「ごみ処理に係る収集体制」の項目でございますが、調整内容にありますように「委託化の方向で効率的な体制を検討する」としたところでございますが、協議の中では職員の配置転換の問題など大変難しい問題もありますが、「委託化の方向については、是非急ぐべきである」という意見が多くあったことをご報告させていただきます。また、障がい者の働く場として、ごみ処理の分別作業なども提供して欲しい旨の要望があったことも併せてご報告させていただきます。

2ページをお開きください。通番6の「し尿処理に係る収集手数料・納付状況」の項目でございますが、し尿処理手数料につきましては、6市町村協議の際には「1リットル当たり4円から5円台」としておりましたが、「1リットル当たり5円」とすることで承認したところでございます。

3ページをご覧ください。通番15の「国民健康保険の保険料の賦課割合と保険料率」でございますが、保険料の算定積算から阿寒町、音別町で導

入している資産割をなくすとともに、釧路市の51万円の限度額を3町の限度額である53万円に合わせることにし、経過措置5年の中で再編することといたしました。なお、納期数につきましては釧路市の10期に一本化とすることとしたところでございます。

5ページをお開きください。通番21の「老人医療費助成事業」でございですが、北海道老人医療給付特別対策事業の基準を上回る阿寒町、白糠町の独自事業が平成16年度で廃止又は廃止予定であることから、北海道の制度によることとしたところでございます。なお、北海道の制度につきましては平成19年度で終了となることから、委員からのご指摘により、その旨括弧書きで表記させていただいたところでございます。

6ページをお開きください。通番26の「交通安全推進団体への補助金」の項目であります。委員から団体間で指導員に対する報酬の支払いに差があり、この統一に苦慮している旨のご発言がございましたが、ご発言をされた委員が、こうした団体をまとめられている立場におられる委員であることから、引き続き取りまとめの協力をお願いするとともに、調整方針といたしましては、団体の統合調整の推移を見て、再編するというところで承したところでございます。

通番28の「交通災害共済制度」の項目でございですが、釧路市におきましては、民間の保険制度も充実してきたことなどから1度廃止した経過がございましたが、独自の共済制度を復活させるというのではなく、民間保険会社が行う制度を活用して、住民サービスの1つとして、行政が掛金を負担して児童・園児に保険を掛けるというものであることから、白糠町の制度を基準に合併時まで調整することとしたところでございます。

以上、次回の小委員会において資料を再確認することとなりました「ごみ処理手数料」の1項目を除き、協議が未了となっております住民生活に関わる調整方針31項目のうち30項目について承認をしたところでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは続きまして、健康福祉小委員会の荒城委員長から報告をお願いします。

荒城 委員長： 健康福祉小委員会委員長の阿寒町の荒城でございます。健康福祉小委員会に関わる調整方針修正案につきましてご報告させていただきます。資料3の3「健康福祉小委員会調整方針修正案」をご覧ください。当小委員会に関わる調整方針修正案の主な項目の内容についてご説明させていただきます。

1ページをお開きください。通番5の「重度心身障害者医療助成」の項目でございですが、6市町村の協議におきましては、釧路市の制度に一本化することとしておりましたが、北海道医療給付事業の見直しに伴い、白

糠町におきましても釧路市と同様の取扱いとなりましたことから、「釧路市・白糠町の制度に一本化する」と表現を修正することとし、経過措置3年程度で音別町の現行制度を段階的に調整することといたしました。

2ページをお開きください。通番9の「高齢者バス利用助成」の項目でございますが、この事業につきましては外出機会を促進するための「生きがい対策事業」として位置付け、支給対象を年齢70歳以上で、本人非課税の方として、助成額を6,000円といたしました。基本的にはバス助成を原則としつつも、地域の実情によりタクシーの選択についても可能とする調整を図ったところでございます。なお、協議の中で、事業の目的を考えた場合、所得による対象者の制限が必要ないのではないかとのご意見もございましたが、財政の現状も考慮しながら整理しなければならない旨事務局から説明があり、これを理解したところであります。また、本事業につきましては、3ページの通番10の「老人入浴費助成」制度と選択できる事業として了承したところでございます。

4ページをご覧ください。通番14の「出産祝金」の項目でございますが、音別町のみでの制度でございますので、音別町の現行制度を存続し、新市において調整を図ることといたしました。

通番15の「児童福祉手当・医療に係る医療費助成（拡大分）」の項目でございますが、北海道の助成制度及び4市町共通の助成制度に一本化することといたしました。経過措置3年程度で医療費助成（拡大分）を適用している白糠町、音別町の現行制度を段階的に調整することといたしました。

通番17の「母子家庭等医療助成」の項目でございますが、通番5の「重度心身障害者医療助成」と同様、釧路市・白糠町の制度に一本化することとし、経過措置3年程度で音別町の現行制度を調整することといたしました。

以上、健康福祉に関わる調整方針のうち、協議が未了となっております32項目について協議を行い、そのすべてについて承認したところでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは続きまして、産業経済小委員会の影山委員長から報告をお願いします。

影山 委員長： 産業経済小委員会委員長の白糠町の影山でございます。産業経済小委員会に関わる調整方針修正案につきましてご報告させていただきます。資料3の4「産業経済小委員会調整方針修正案」をご覧ください。当小委員会に関わる調整方針修正案の主な項目の内容についてご説明させていただきます。

通番1の「酪農対策」の項目でございますが、この項目自体についまし

は調整方針のとおり了承することといたしました。協議の中で委員から酪農対策全般に関連して、新市の基幹産業としての酪農業の基盤整備の観点や、鶴居村を含んだ農協合併を控えているという背景から、良質乳生産に対する補助など新市の施策として取り組んで欲しい旨、強い要望がありましたことを併せてご報告させていただきます。

通番4の「共同利用農機具購入補助」の項目でございますが、自治体の離脱に伴い、事業を実施している自治体がなくなりましたことから、調整不要としたものでございます。

2ページをお開きください。通番8「有害鳥獣対策」の項目でございますが、猟友会につきましては、各市町とも組織がしっかりしており、支部や部会があることから、留意事項として「猟友会の統合に向けては慎重な対応が必要」と記載する必要がないのではないかとのご指摘がございましたが、後段に「団体間の調整が必要」と表現されているとおり、その協議については団体に委ねられておりますことから、留意事項として記載することについては了承したところでございます。

通番10の「その他水産振興事業」の項目でございますが、「新市において1年程度を目途に釧路市の実施事業を基本とした事業を見直しを検討する」という調整方針を了承したところでございますが、委員からヒトデ対策など漁協単独で取り組んでいる事業もあることから、今後の支援についてしっかり認識して欲しい旨の意見があったところでございます。

3ページをお開きください。通番11の「中心市街地活性化対策」、通番13の「都心部賑わい創出推進」、及び通番14の「商店街支援」の項目でございますが、4市町の商店街の置かれている状況が一様でなく、現在の釧路市の都心部のみならず、地域ごとの実情を踏まえた活性化対策を講じる必要があることから、釧路市の制度を継続しながら、各地域商店街の活性化対策の在り方について早期に調整することとしたところでございます。

以上、協議が未了となっております産業経済に関わる調整方針16項のうち、次回審議すべき項目とした農業委員会に関わる1項目を除く15項目について承認したところでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは続きまして、都市環境小委員会の二瓶委員長から報告をお願いします。

二瓶 委員長： 都市環境小委員会委員長の釧路市の二瓶でございます。都市環境小委員会に関わる調整方針修正案につきましてご報告させていただきます。資料3の5「都市環境小委員会調整方針修正案」をご覧ください。当小委員会に関わる調整方針修正案の主な項目の内容についてご説明させていただきます。

通番2の「入居者選考委員会」の項目でございますが、釧路市が設置している市営住宅運営審議会を継承するとともに、入居者の選考基準も合わせて釧路市の制度をベースに一本化することといたしましたが、審議会の委員の構成につきましては、4市町の地域バランスを考慮することとしたところでございます。

4ページをお開きください。通番20の「都市公園の維持管理」の項目でございますが、現在、各自治体が実情に合わせた管理体制を取っておりますことから、合併後3年程度で現行の管理委託先の状況を見ながら検討することといたしました。なお、各自治体の維持管理の実態につきましては、釧路市は財団法人緑化協会に維持管理を委託し、阿寒町は町が設置した公園を対象に民間委託をしております。また、白糠町は町内会等に街区公園等の維持管理をお願いしており、音別町は条例で定めている公園は1箇所だけでございますが、振興公社に全面委託しているところでございます。

5ページをお開きください。通番23の「下水道審議会」の項目でございますが、下水道、水道事業を合わせて1つの審議会とすることとし、4市町の地域バランスに配慮した委員構成を行い、幅広い利用者意見の反映や積極的な情報公開の推進に努めていくこととしたところでございます。

通番24の「下水道使用料」の項目でございますが、釧路市の使用料体系といたしますが、激変緩和として段階的に補正し5年間で同一化を図ることとしたところでございます。なお協議の中で、阿寒町の委員から阿寒湖温泉地区の水道及び下水道の料金体系について確認の質問がございましたが、阿寒町にある水道の営業用料金につきましてはそのまま新市に当てはめること、また下水道料金につきましても影響額が非常に大きいことから、新市になってから様々な角度から見直し、調整を図っていきたい旨、事務局から説明があったところでございます。またこうしたことを踏まえて、調整方針の1の後段にありますように、「阿寒湖温泉地区の水道用途が営業用の利用者につきましては、地域の持つ特殊性や下水道使用料同一化による使用料の極端な増加などに十分配慮しながら、別途段階的に補正する」こととしたところでございます。なお、下水道の普及率につきましては、早期に整備を図り、同一化を目指していくこととしたところでございます。

以上、都市環境に関わる調整方針のうち、協議未了となっております26項目全てについて提案がございましたが、継続審議といたしました「公営住宅の収納」及び「字名・町名」の2項目を除く24項目について調整方針の承認をしたところでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは続きまして、教育文化小委員会の吉田委員長から報告をお願いします。

吉田 委員長： 教育文化小委員会委員長の音別町の吉田です。教育文化小委員会に関わる調整方針修正案につきましてご報告させていただきます。資料3の6「教育文化小委員会調整方針修正案」をご覧ください。なお当小委員会に関わる調整方針につきましては、協議未了となっております項目は2項目のみでございましたので、今回の小委員会ではこの2項目について協議を行っております。

まず通番1の「学校林の設置」の項目でございますが、6市町村協議時と同様に、現行のまま新市に引き継ぐこととしたところでございます。

通番2の「奨学金貸付制度」の項目でございますが、新市において各市町の制度を再編し、新条例を制定して、奨学金の貸付けを行うこととしたところでございます。なお、貸付業務につきましては新市において行うこととなりますが、奨学基金の中で前田一步園財団からの指定寄付がありますことから、貸付が決定された奨学生の親又はこれに代わるべき方が阿寒地区の住民である場合には、この奨学基金を以って充てることとしたところでございます。また償還金の取扱いにつきましては、未償還分は新市に引き継ぐこととし、奨学金貸付制度に係わる基金等を、他の基金との整合性を考慮して整理することとしたところでございます。

以上、教育文化に関わる調整方針196項目中、協議未了となっております2項目について調整方針の承認をしたところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

伊 東 議 長： ありがとうございます。ただ今、各委員長から小委員会で検討されました「調整方針修正案」について報告がありました。これまでの説明で何かご質問等がございましたらお受けしたいと思います。まず、行財政小委員会で協議されました事項について、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

小笠原 委員： 意見というよりは要望になるかと思いますが、通番130の「地方バスに係る補助金」の件についてです。9月に釧路消費者大会を行った時、特に3町につきましてはごみの問題を中心とした消費者大会ということもありまして、文書で案内状を出しました。ところが3町の中にはお返事をいただけなかった町がありましてお電話をしましたところ、交通費の予算がなく参加出来ないということでした。そのため是非、生活路線バスの確保を含めて十分配慮していただきたいということを要望いたします。

伊 東 議 長： 分かりました。その他、ございませんか。

松 永 委 員： 2点ありますが、最初に通番10「給料表」の問題ですが、一般職の給料は了解しても良いと思っておりますが、医師についての給与の取り扱いは

今後どのようになっていくのでしょうか。

事務局： 医師の給料につきましては、基本的に今いらっしゃる医師については継続して勤務をお願いしたいという強い要請がありますので、現行の報酬額については総額で確保が出来るような形を考えていきたいと考えております。

松永委員： 当面はそういうことになるかと思いますが、他の調整項目を見ますと大体5年、3年、1年と、段階的に色々な表現がありますがけれども、この医師の報酬額については最高2倍位の差があるというふうに承知していません。将来的には一定の方向に調整をして一本化し、これまで医師確保のための特別な取り組みをしてきたという経過もあるところですが、期限や方法については今のところは白紙の状態ということでしょうか。

事務局： 結論から言いますと、白紙の状態でございます。ただ、この点は病院の将来的な方向性等が絡んでくるかと思いますが、今のご質問につきましてはその時の協議になるかと考えております。

松永委員： 続いて通番69「入札」の問題ですが、先ほど委員長の報告で格付けランクの問題や、4市町のそれぞれの地元業者の取り扱いについて配慮する旨の表現になっておりますが、仮に合併をした場合に地元業者の優先的な取り扱いとは具体的にはどのような方法になるのでしょうか。

事務局： この件につきましては、1つの自治体として運用の中で制度を詰めていかなければならないものがあるならその時考えていき、あくまでも法律に則って行うことを原則としておりますので、その原則の中でどのような運営が出来るかは、これから事務事業の一元化の中でいくつかの案を考えていきたいと思っております。

伊東議長： よろしいでしょうか。

松永委員： はい。

伊東議長： その他、ございませんか。

(「ありません。」の声)

伊東議長： ありがとうございます。それでは行財政小委員会で協議されました事項につきましては、ご了解いただいたということですのでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

伊 東 議 長： 続きまして、住民生活小委員会で協議されました事項について、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

松 永 委 員： 1つは火葬場の使用料の問題ですが、釧路市の料金に統一するというふうになってございますが、これは将来的にはではなく合併時にそうすることでしょうか。それぞれ3町、また釧路市も独自に火葬場を持っており、それぞれ料金が違うと思いますが、どの火葬場を使っても今の釧路市の使用料に統一することでしょうか。

事 務 局： そのとおりです。

松 永 委 員： それは少し無理があると思います。手元に資料を持ってこなかったので詳しいことは分かりませんが、釧路市は1万円を超えており、3町と相当な開きがあると思います。他の調整項目では一定期間を設けて段階的に統一するということになっているのですが、従来のそれぞれの施設を用いて合併した時点からいきなり一本化するというのは無理があると思います。

それからもう1点、国民健康保険の問題ですが、釧路市は資産割を止めておりまして、そうしますと賦課割合をどうするかといった問題が次にあり、結果として賦課割合を変えることによって所得階層の問題等を含めて料率が上がることとなりますから、国民健康保険料が上がるということになります。これは質問ではありませんが、私はこれには同意できないということをおし上げておきたいと思います。

伊 東 議 長： ご意見として受け止めさせていただきます。ただ今、松永委員から出されました件につきましては住民生活小委員会の中で1度論議されていることとございますので、機会があれば改めてもう1度ご協議させていただきたいと思います。その他、ございませんか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： 続きまして、健康福祉小委員会で協議されました事項について、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは健康福祉小委員会で協議されました

事項につきましては、ご了解をいただいたということによろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

伊 東 議 長： 続きまして、産業経済小委員会で協議されました事項について、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

五十嵐 委員： 通番4の「共同利用農機具購入補助」についてですが、調整方針では「調整不要」となっておりますが、今後の検討課題として欲しいと思います。例えば平成18年に合併した後に1つの農協で施設の建設や維持などを行う計画がございますから、その場合鶴居村は補助したけれども釧路市は補助しないということにはならないと思いますので、この辺をもう少し検討していただき、「調整不要」ではなく「今後検討」などという言葉にしたいと思っています。

伊 東 議 長： 鶴居村の基金活用事業である「良質乳奨励補助金」のことですか。

五十嵐 委員： そうです。これからはその事業に関してだけでなく、育成事業については管内全体で行う計画を立てていることもあり、他の問題も出てくるのではないかと思います。ですから鶴居村事業であるため「調整不要」とした言葉は消していただきたいと思っています。

伊 東 議 長： 参考までに音別町、阿寒町の皆さんはいかがでしょう。農協が将来合併して鶴居村で農家に一定程度の補助事業を行ったからといってただちに釧路市も右にならって同じ補助事業を行わなければならないということではないような気がします。これは他の地域の皆さんにも関係する話でございますので、農協の事業、あるいは自治体としての事業等の区別と精査が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

五十嵐 委員： 共同施設については出来るだけ釧路市と鶴居村で連携して議論していただかないと、今後の農協運営で組合同士がぶつかる心配もありますので、十分に考えていただきたいと思っています。

伊 東 議 長： 分かりました。市としては、新市の農業は大きな基幹産業という捉え方をきちんとしておりますので、もちろん農協と綿密な連携を取って産業振興を図っていくと思っておりますが、今回のこの調整方針は6市町村の協議の時、鶴居村の基金を活用して、合併した際にその基金で他市町村にも活用出来るといったお話でございましたので、鶴居村が抜けた今、基金を

活用して行おうとしていた事業は当然該当しなくなるわけでございますので、この点については是非ご理解をいただきたいと思います。農協が、あるいは農家の方々がこれから進めようとしている事業を自治体が一生懸命支援していくことは当然のことです。それにつきましては別途、振興策の中で十分に話し合っていられるべきものと思っておりますので、よろしく願いいたします。他にございませんか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは産業経済小委員会で協議されました事項につきましては、ご了解をいただいたということによろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

伊 東 議 長： 続きまして、都市環境小委員会で協議されました事項について、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは都市環境小委員会で協議されました事項につきましては、ご了解をいただいたということによろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

伊 東 議 長： 続きまして、教育文化小委員会で協議されました事項について、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

梅 崎 委 員： 載っていない部分をお尋ねします。現在、白糠町で「ふるさと教育」という大変素晴らしい事業を行っております。前回の合併協議会の修正案では前回も今回も出てきていませんが、この素晴らしい事業は合併後に新市で取り上げていただきたいと思っております。「ふるさと教育」についてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

教育専門部会： 白糠町で行っております「ふるさと教育」に関しましては、幼稚園、小学校、白糠高校との連携の中で、いじめ・不登校も含めながら展開されていることはご案内のとおりでございます。基本的にこの部分については、新市に補助金も含めて引き継ぐ形ですが、どのように引き継いでいくかは

現在、教育長会議でも協議をさせていただいております。またこの後の事務事業の一元化の中でも具体的な引き継ぎについて詰めていくことになってございますので、よろしくお願いたします。

伊 東 議 長： よろしいでしょうか。

梅 崎 委 員： はい。

伊 東 議 長： 他にございませんか。

柴 田 委 員： この後の協議第 1 号に絡むかもしれませんが、釧路市立星園高校、北陽高校の件でお伺いしますが、実際には近い将来に道立高校に移管するという情報が流れております。わが町の道立高校である白糠高校では選択科目として福祉科もありますが、星園高校の福祉科の間口が道立北高校へ移管すると言う話もあり、教育文化小委員会では釧路市立高校に対してどのように対応していくのか話し合いがされたのでしょうか。

事 務 局： 先の報告の中で高校については、基本的に今ある高校について存続を道に強く要望していくことのご報告を前回させていただいたところであり、現状を原則としていくことが基本ではないかと考えております。

柴 田 委 員： 今の答弁は少しかみ合っていないのではないのでしょうか。これは後ほどの協議第 1 号でまた質疑をしたいと思えます。

伊 東 議 長： 分かりました。後ほどまたお受けいたします。その他、ございませんか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは教育文化小委員会で協議されました事項につきましては、ご了解いただいたということですのでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

伊 東 議 長： 続きまして、報告第 3 号「平成 16 年度事業に係る業務委託」について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 報告第 3 号「平成 16 年度事業に係る業務委託」につきまして説明させていただきます。お手元の資料 6 ページをお開き下さい。本年度予定しております事業に係わる業務委託の関係でございますが、それぞれ委託業者が

決定いたしましたので、報告させていただきます。

「1」の協議会のホームページの関係でございますが、市内にございます株式会社サンエス・マネジメント・システムズに協議会ホームページの作成、更新管理の業務を委託することとしております。

次に「2」の例規統合の関係でございますが、東京にございます第一法規株式会社に4市町及び釧路西部消防組合の例規類集統合のための例規原案作成基本要領、例規内容比較表、例規第一次原案等の策定の業務を委託することとしております。

「3」の電算システムの統合の関係でございますが、東京にございます財団法人高度映像情報センターに4市町の電算システム統合のための現況調査、システム統合基本計画書等の策定の業務を委託することとしております。

「4」の地域イントラネット整備の関係でございますが、この調査につきましては、今後委託を予定しているものでございますが、合併後の市役所や旧役場、その他の公共施設、学校などを結ぶ高速通信基盤である地域イントラネットを整備していくための基本設計の策定について、業務を委託していきたいと考えております。なお、地域イントラネットの概要につきましては、本日、「当日配布資料」としてお配りしております「地域イントラネットの整備について」という資料にまとめてございますので、ご覧いただきたいと思っております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

伊 東 議 長： それでは、ただ今、事務局から報告がありました「平成16年度事業に係る業務委託」についてご質問をお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

梅 崎 委 員： それぞれ1、2、3の業務委託に当たって入札を行っていると思いますが、委託料と入札参加業者について報告いただきたいと思っております。

伊 東 議 長： 事務局から報告をお願いいたします。

事 務 局： まずホームページ関連でございますが、3社から企画書を出していただき、プロポーザルを行いまして契約してございます。契約金額は509,000円でございます。

次に例規統合委託でございますが、これは第一法規の他にもう1社の参加をいただきまして、契約金額は103,000円となっております。

続きまして電算システム統合委託でございますが、こちらにつきましては財団法人高度映像情報センターの他にもう1社の参加をいただきまして、契約金額は4,042,000円となっております。

伊 東 議 長： よろしいでしょうか。

梅 崎 委 員： はい。

伊 東 議 長： その他、ございませんか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： それでは報告事項として了解いただけたということでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

3 . 協 議 事 項

伊 東 議 長： それでは報告第 3 号につきましてはご理解をいただいたということで、続きまして協議事項に入らせていただきます。

本日、協議事項として提案されております事項につきましては、合併協定項目の「その他主要な事務事業の取扱い」のうち、教育文化小委員会に関わる 3 項目でございます。それでは、協議第 1 号から協議第 3 号までにつきまして一括して教育文化小委員会の吉田委員長から説明をお願いします。

吉 田 委 員 長： 教育文化小委員会が担任する合併協定項目のうち「その他主要な事務事業の取扱い」の細項目である「学校教育事業」、「社会教育事業」、「芸術文化・スポーツ振興事業」の 3 項目につきまして、委員会での協議が整いましたので、私の方から内容を説明させていただきます。資料の 7 ページをお開き下さい。なお、合併協定項目の検討に当たりましては、これまで 4 市町で協議を行い、協議会でご承認をいただきました調整方針の中から、住民生活に深く関わる項目を中心にまとめていったものでございます。また、合併協定項目のまとめに当たりましては、新市でどのような対応になるのかを分かりやすく示すことができるよう、「現行のまま新市に引き継ぐもの」、「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」などいくつかの項目に分けて整理していったところでございます。

それではまず、協議第 1 号の「学校教育事業について」でございますが、合併協定項目の番号では、項目番号 25「その他主要な事務事業の取扱い」の細項目となりますので【25 - 21】ということになります。1 の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、「(1) 町立幼稚園」、「(2)

小・中学校」、「(3)小・中学校の通学区域及びスクールバスの運行」、「(4)小・中学校の適正配置」、「(5)学校給食体制」、「(6)道立高等学校及び市立高等学校」がございませう。

次に2の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございませうが、「(1)小・中学校の学級編制」、「(2)小・中学校の学校図書整備」、「(3)小・中学校の教育用コンピューター整備」、「(4)小・中学校の学校評議員」、「(5)中学校の心の相談対策」、「(6)小・中学校の耐震診断・耐震改修」、「(7)教科用図書採択」、「(8)小学校新入学祝品」がございませう。

次に3の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございませうが、「(1)学校適応対策(不登校対策)」、「(2)いじめ・非行対策」、「(3)教育研究センター」がございませう。

次に4の「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」でございませうが、「(1)中学校卒業記念品」、「(2)英語指導助手」がございませう。なお、それぞれの項目に付記させていただきました内容につきましては、調整方針の具体的な内容や補完する事項を改めて載せさせていただきますものございませう。

また8ページ以降に掲載しております【参考】の「調整方針要約一覧」につきましては、これまで協議会でご承認いただきました調整方針の内容を、項目ごとに要約したものでございませう。

次に、14ページの協議第2号「社会教育事業について」でございませうが、合併協定項目の番号では【25-22】となります。1の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございませうが、「(1)公民館及び公民館活動を担う社会教育施設」、「(2)(仮称)釧路市こども遊学館建設計画」、釧路市交流プラザさいわい、音別町体験学習センターなど「(3)その他社会教育施設」、「(4)白糠町縫別自然の家」がございませう。

次に2の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございませうが、「(1)生涯学習推進計画・社会教育推進計画」、「(2)青少年健全育成プラン」、「(3)男女共同参画プラン」、「(4)図書館及び図書室」、「(5)社会教育委員」がございませう。

次に3の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございませうが、「(1)青少年育成センター」、「(2)青少年相談」がございませう。

次に4の「白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございませうが、「(1)青少年健全育成功労顕彰制度」がございませう。

次に5の「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」でございませうが、「(1)生涯学習推進アドバイザー」、「(2)図書館バス」、「(3)自主講座事業」がございませう。

次に、19ページの協議第3号「芸術文化・スポーツ振興事業について」

でございますが、合併協定項目の番号では【25 - 23】となります。1の「現行のまま新市に引き継ぐもの」でございますが、「(1) 釧路市立博物館及び釧路市埋蔵文化財調査センター」、「(2) 釧路市立美術館」、「(3) 釧路市民文化会館及び音別町町民文化会館」、「(4) 阿寒国際ツルセンター及びマリモ展示観察センター」、「(5) スポーツ施設」がございます。

次に2の「各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの」でございますが、「(1) 小・中学校施設のスポーツ開放」、「(2) 体育指導委員」がございます。

次に3の「釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの」でございますが、「(1) 文化財保護条例」、「(2) スポーツ推進体制」がございます。

次に4の「新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの」でございますが、「(1) 市町主催のスポーツイベント」、市町が開催している作品展、演劇会など「(2) 芸術文化振興に係るその他主要事業」がございます。

以上、教育文化小委員会が担任いたしました3項目の合併協定項目につきまして説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

伊 東 議 長： ただ今、協議第1号から協議第3号までにつきまして教育文化小委員会から一括して説明がありました。ただ今説明のありました事項につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

柴 田 委 員： 学校教育事業「(6) 道立高等学校及び市立高等学校」の件でございますが、現実には市立高等学校については、私たちはあまり承知しておりません。そこでお伺いしますが、平成17年度と言いますとその時にはもう合併しており、そうしますと今の2校はどういう方向になるのか協議されているのでしょうか。道立高校に移管を要請されているといった話も聞きます。平成17年度に新入学要領等が出され、学校を選択する際、どういったことになるのでしょうか。また市としては道に対してどういう要望を挙げてどういう方策を見出そうとしているのでしょうか。

教育専門部会： 道立高校及び市立高校との関係のご質問でございますが、現在北海道教育委員会の方では、公立高校の間口調整を含めながら高校のあり方について議論が行われているところでございます。その中で、釧路市として星園高校と北陽高校の位置付けにつきましては、道教委からまだ案が示されておりませんが、事務的な話の中では星園高校も含めた統合・再編の話がされてございます。ただ、まだ正式なお話には至っておりませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

柴田委員：問題は道教委が決めるということではなく、まずは星園高校などを市がどういう位置付けにしていくのか決めなければいけないと思います。市としては道に移管して欲しい、あるいは今までどおりの市単独校でいくのかどうかきちんと決めておかなければならないと思いますが、その点はいかがでしょうか。

教育専門部会：中学校卒業生数の減少に合わせた間口調整は、道立高校、市立高校という区分けではなく、公立高校として間口調整が行われるべきという道教委の考え方を聞いております。また釧路市におきましても高校配置のあり方を含め、少子化の現象に対応した子供たちの進路などをどのように築いていくか、釧路市の第一学区はなくなりますが、学区の中での調整を懇話会という形で議論させていただいた経過がございます。こういった中で市内の教育関係者や市民の方々のご意見に耳を傾けながら、道教委の方にも意見を申し上げているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

柴田委員：私は1年2年という期間はすぐに過ぎてしまうと思います。来年の10月11日には合併をするわけですから、それ以後の平成17年度に間口がどうこうという問題ではなく、すでに今の時点で市の方向性を考えておかなければ間に合わないと思います。西校の存続問題もありますので、聞くところによると星園高校は北高校に吸収されるようなことまで情報として入っているわけですが、実際には管内では星園高校に出願する方もいらっしゃるわけですから、どうするかは少なくとも来年度中には決めて欲しいといったことを要望しておきます。

伊東議長：これは道教委から近々その方針が正式に示されるものと思っているところでございます。ただ間口の減少は避けられない話でありまして、既存の高校を毎年順番に1間口ずつ減らし続けるのが果たして妥当かどうかという話もあります。また一方、私立高校が1校あるわけですが、その私立高校に全てしわ寄せがいつてしまうことにもならないわけでありまして、どうしても道立高校における間口調整が必要ではないかといった話になってきます。星園高校につきましては、釧路市で市立高校を今日まで2校存続させてきたわけでございますけれども、果たしてこの時代の中でそれが妥当かどうかといったお話も一方で出て参ります。お話にありましたように西高校、星園高校、北高校という中で総合学科の高校設立統合案が道教委で検討されているようでございます。それらが正式に示された段階で星園高校の設立者、運営者であります市としましても十分に対応していかなければならないと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

います。それでは、その他にご質問はございませんか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： それでは、協議第 1 号の「学校教育事業」、協議第 2 号「社会教育事業」及び協議第 3 号「芸術文化・スポーツ振興事業」につきましては、ご承認いただくということで、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは協議第 1 号から協議第 3 号までにつきましては、提案のとおり決定させていただきます。以上で予定されておりました協議事項につきましては、すべて終了いたしました。

それでは次に会議次第の 4 に移り「その他」ということですが、(1)の「地域審議会等の組織について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 資料 5 をご覧ください。この資料は、先日の行財政小委員会でお配りした資料と同じものでございます。地域審議会等の取扱いにつきましては、現在、行財政小委員会を中心に協議を進めていただいておりますが、全体に関わる問題でもございますし、前回の協議会の中で、関係の資料については協議会全体の中でも配布して欲しいとのご意見をいただいたところがございますので、本日、関係の資料をお配りし、概要について説明させていただきますため、配布させていただきます。

1 ページをご覧ください。まず地域審議会でございますが、「1 地域審議会とは」にありますように、市町村合併による行政区域の拡大により住民と行政の距離が大きくなることから、住民の声が合併市町村の施策に反映されにくくなるという意見があり、そのことが合併の阻害要因にもなったことから、それぞれの地域に応じた施策の展開の意向表明の方法として、平成 11 年の合併特例法の改正により創設されたものでございます。この地域審議会は、合併関係市町村の区域を単位として設けられるものであり、合併市町村の施策に関して、長からの諮問に応じ、また必要に応じて長に対して意見を述べる附属機関というものでございます。

次に地域審議会の任務でございますが、「2」にありますように、どのような任務を持つかは合併協議で話し合われることとなりますが、一般的には、(1)以下に記載しておりますように、長の諮問に応じ、市町村建設計画の変更や執行状況、予算編成の際の事業等に関する要望、基本構想・各種計画の策定・変更などについて意見を述べるなど、また必要に応じて、市町村建設計画の執行状況や公共施設の設置・管理運営などについて長に意見を述べることとなっております。

次に1ページの右側をご覧ください。本年5月の地方自治法の改正等により創設された「地域自治区」についてご説明申し上げます。まず「地域自治区」の目的や概要でございますが、(1)に記載されておりますように、「地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を図ることを目的として、市町村の判断により設けられる区域」というものであり、「その区域の住民から選任された方々で構成される地域協議会及び市町村の事務を分掌させるための事務所を置く」というものでございます。

ただ今ご説明しましたように、この地域自治区の中には、市町村の事務を分掌する事務所とは別に、「地域協議会」が設けられることとなりますが、その構成員につきましては、(3)の に記載のように、「地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任する」ということになっており、その権限といたしましては、 に記載のとおり「市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べること」や、また「市町村長は、地域自治区の区域に係る重要事項について、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない」ということで、先ほどご説明しました地域審議会と、同じような役割を担うこととなっております。

次に設置区域ですが、執行機関としての位置付けなどを踏まえ、自治法では市町村の全エリアを分けて行う設置することとなっておりますが、合併特例法で合併時の特例が認められており、2ページの「1」に記載されておりますとおり、「合併関係市町村の協議で定める期間に限り、特例として、合併市町村の区域の一部の区域」にのみ設置することができることとなっております。またこの場合には、期間を限定して自治区の事務所の長に代えて、特別職の区長を置くことができることとなっておりますところでございます。

次に2ページ左側の中段の「合併特例区」でございますが、この「合併特例区」につきましては、先程ご説明いたしました「地域自治区」と同様、今年5月の合併新法の制定等により新たに創設されたものでございます。

「地域自治区」との違いを簡単にご説明しますと、「合併特例区」は「合併市町村の一体性の円滑な確立に資する」ということを大前提とした上で、何らかの事情によりすぐには一体的な態勢がとれないといったような場合に、5年間という短い期間に限定して、また限られた権能の中で、特別地方公共団体を創設するものでございます。またこうしましたことから、その権能につきましては、(2)に大きく2つのことが記載されておりますが、具体的には、そこの例示に挙げられているような、公の施設の管理やコミュニティバスの運行、里山やブナ林などの地域に根ざした財産の管理などが想定されているところでございます。また、(3)にありますように、合併特例区の長は特別職ということになりますが、助役又は支所等の長と兼

ねることができることとなっているところでございます。また、合併特例区には、地域自治区の「地域協議会」と同様に、「合併特例区協議会」を設置することとなりますが、その権限といたしましては、合併特例区が処理する事務やその区域に係るものに関し、合併市町村の長などからの諮問に応じ、また必要と認める事項について、審議し意見を述べることができるというものでございます。

次に3ページ及び4ページの資料でございますが、この資料につきましては、これまでご説明いたしました内容を、図形式でまとめたものでございます。まず3ページのケース1ですが、住民サービスの提供等に支障が生じないよう、現在の役場機能をほとんど残すこととして、これまでの町役場に代え、(仮称)総合行政センターを設置しようとするものでございます。左上を除き、総合行政センターを3地域に置くというものであり、地域審議会などの住民意見を反映させる機関は設置しておりませんが、総合行政センターが住民サービスの総合的な拠点として置かれるというものでございます。

次にケース2は、先ほどご説明したケース1の事例に加え、住民意見を反映させる機関として、合併特例法に規定されている「地域審議会」を併せて設置した場合でございます。この場合、それぞれの総合行政センターにおいては、各地域の審議会の事務局を担うということ想定しているものでございます。

次に4ページのケース3は、3つの地域に「地域自治区」を設け、事務所となる「総合行政センター」と「地域協議会」を併せて設置した場合でございます。この場合、事務所長には特別職の区長を置くことができますので、3つの地域にある建物、これは総合行政センターをイメージしています。

次にケース4は「合併特例区」を設置した場合でございます。この図の中で3つの地域で建物を2つ記載しておりますが、これは合併特例区の実務を行う事務所と新市の行政を担う総合的な支所機能を有する事務所が、別々にあることを現しているものでございます。またこうしましたことから、合併特例区に設置される「合併特例区協議会」には、下から2行目の(4)に記載しておりますように、「合併特例区の実務にあつては議事機関的側面を、合併特例区区域の新市事務にあつては諮問機関的側面を持つ」ということになるものでございます。

次に、5ページから8ページの資料につきましては、総合行政センターと地域審議会や地域自治組織の中に設けられず協議会との関係、また住民サービスの提供など住民との関わりなどについて、より具体的に表示したものでございます。ケース1からケース4までのどのケースにおきましても、下段の方にある各種住民サービスの関係につきましては変わっておりませんが、各頁の右肩に住民意見を反映させる機関ということで、6ペ

ージでは「地域審議会」、7ページでは「地域協議会」、8ページでは「合併特例区協議会」があるということをそれぞれ表示している他、8ページの「合併特例区」では、この特例区自体が他と比べ特殊なものであるということを表示しているものでございます。

次に9ページにつきましては、これまでの説明を比較表の形でお示したものでございます。以上、「地域審議会、地域自治区等の取扱い」に関する資料について説明させていただきました。よろしく申し上げます。

伊 東 議 長： ただ今、事務局から資料の説明がありました。地域審議会などの取扱いにつきましては、現在、行財政小委員会の中で協議中でございますし、また各市町の中でも、委員の皆さんを中心にそれぞれ精力的にご議論をされているところではないかと思えます。

本日は、先に行財政小委員会の中でお配りしました資料と同じものをお配りし、説明をさせていただきましたが、この資料に関し、何か皆様の方からご質問等はございませんでしょうか。

武 藤 委 員： 地域自治区の説明の中で、この中に一般制度と特例制度の2つのものがあつたと思えますが、この辺が説明の中できちんと区別されていなかったと思えます。最後の比較表のところでは2つについて触れられていますが、少し不明瞭だと思えますので追加説明をしていただけるとありがたいと思えます。

事 務 局： 地域自治区ということで、地方自治法の改正で設けられた制度でございます。これは基本的に全市にこういった自治区を置くということが一般制度でございます。ただ合併特例の制度の中では、一部の地域についてだけ置くことが出来るとされたものでございます。例えば4つの町で協議をしておりますけれども、3つの町でこういった組織を置く形になり、釧路市には置かないという場合は、地方自治法の本則には適用されず、全部に置かなくてはならないということに合致しなくなりますので、そういう場合は合併特例法の期限を決めた設置にならざるを得ないということになります。

武 藤 委 員： 引き続き質問をさせていただきます。今の点で大きな違いは一般制度は旧合併前の全地域に置かなくてはならない、特例区の場合は全部に置く必要はない、設置期間の問題では一般制度の場合は期間の定めはなく、それから特例制度の場合は有限であるということが大きな違いかと思えます。更にもう1つご質問させていただきますが、改正地方自治法の中での決め事かと思えますが、既存の自治法の中で定められている「協議会」というものについてはどういう違いがあるのでしょうか。

事務局： 現存の地方自治法の中では、第 138 条の中で地方自治体に附属機関を置くことが出来るということになってございます。その附属機関の中で色々な審議を行うことが出来るものでございます。そういった現状の法律の中での附属機関として、専門的な見識を有している方に参加していただく形で附属機関が設立されることとなります。地域自治区につきましてはそういった特定の分野について、専門的な分野を持っている方よりもむしろ地域住民の皆さんが自分達のまちづくりについて、無報酬という前提の中で協議して首長からの諮問に答えることが出来るような性格のものと理解をしております。

武藤委員： 今のご説明でいくと改正自治法の協議会と既存の自治法の「協議会」においては、見識者の集め方、構成などに差があるということでしょうか。

事務局： 特に報酬ということからいきますと、前段については報酬を支払うことが原則であり、それから新しい地域自治区、合併特例区の委員については報酬を払わないことが出来るということを説明させていただいたところでございますけれども、この中身につきましては合併協議会、あるいは協議の中で幅広く考えていくことができる性格のものと思っておりますので、作るとしますと、それはこれからの協議次第ではないかと思っております。

武藤委員： 「協議会」というのは、既存の自治法の「協議会」も改正自治法における「協議会」も基本的には機能や業務については同じものであるという理解ではないかと思えます。もう 1 点ご質問ですが、設置の期間並びに設置区域について、既存自治法と改正自治法の「協議会」の差について参考までにお聞きしたいと思います。

事務局： 先ほど私の方で言いました附属機関につきましては、特に区域についてこういった期間にするかということは全く定めがございません。ただ改正特例法で地域自治区等については、色々な制限があるということでございます。

武藤委員： 既存の自治法上における協議会の設定においては、期間の定め、区域の定めは特にありませんが、改正自治法における特例制度を採択した場合は、有限のものであり区域も限定されるような理解でよろしいのでしょうか。

事務局： はい。

武藤委員： 今日お配りいただいた資料の中では、今私が質問したようなことが分か

りにくいかと思いましたが、そういうことも含めて質問しました。これは質問ではなく1点意見として述べさせていただきたいのですが、これから行財政小委員会で揉まれて1つの方向性が出されると思いますので、それを受けてまた全体協議があると思っておりますが、今のご説明の中で考えますと地域審議会並びに改正自治法における地域自治区、あるいは合併特例区というものは、どちらかと言いますと合併のソフトランディング策というふうに捉えるべきものではないかということ、また広域になることによって住民の声が十分に届かない地域に対して、施すべき新しい有限のシステムではないかと捉えることが出来ると思います。それに対して既存の自治法にある「協議会」というものは、合併とは特別関わり無く、地域住民の意見を十分に活かして住民参画の協働社会システムを作るという中において、機能する組織ではないかと思えます。ですから今後自治組織等を検討する上においては、やはりこれから10年、20年先の住民協働の役割を担うためにこのような組織を設けるのか、それとも合併時において周辺地域の町村の住民の感情を和らげるソフトランディング策としてこのようなものを設けるのか、その辺で1つの大きな議論があるということで、個人的意見ではございますが一応述べさせていただきます。

伊 東 議 長： その他、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： 地域審議会等の取扱いにつきましては、現在、行財政小委員会を中心に協議を進めているところでございますので、この協議会の場ではこの程度にさせていただきます。それぞれのお立場でそれぞれの地域でこの地域協議会、あるいは地域審議会等につきましてご議論をいただきたいと思えます。

5 . 次回小委員会の開催について

伊 東 議 長： 次に(2)「第4回協議会の開催予定について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 資料22ページをご覧ください。第4回協議会の開催予定についてでございますが、11月12日金曜日の午後1時30分から、釧路全日空ホテル3階万葉の間で開催を予定してございます。委員の皆様のご出席をよろしく願いいたします。

伊 東 議 長： ただ今、事務局から第4回協議会の開催予定につきまして説明がありま

した。委員の皆様には、何かとお忙しく、ご都合もあろうかと思いますが、ぜひ皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

それでは、本日の会議次第にありました事項につきましては、全て終了いたしました。この他、委員の皆様から何かございますか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： よろしければ、委員の皆様のご協力に感謝を申し上げまして、これで第3回釧路地域4市町合併協議会を終了させていただきます。本日は、長時間に渡り、ありがとうございました。

(閉会 午後3時17分)

釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会 会長 釧路市長

伊 東 良 孝

釧路地域4市町合併協議会署名委員

高 橋 宏 政

釧路地域4市町合併協議会署名委員

橋 本 朝 由